



# 鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)  
号外第55号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**規 則**

- 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (19) (県民室) ..... 2
- 鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (20) (〃) .....18
- 鳥取県予算規則の一部を改正する規則 (21) (財政課) .....23
- 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (22) (協働推進室) .....24

———公布された規則のあらまし———

### 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 費用負担の額 (新第14条、別表関係)

写しの交付を受ける者が負担しなければならない当該写しの作成及び送付に要する費用の額を次のとおり定めることとした。

区 分		金 額	
写し の作 成に 要す る費 用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録	単色刷りの場合	1枚につき 10円
	を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	複色刷りの場合	1枚につき 30円
	写真フィルムを印画したもの	1枚につき	30円
	スライドを印画したもの	1枚につき	110円
	スライドを複写したもの	1枚につき	260円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき	30円
	光ディスク (CD-R) に複写したもの	1枚につき	50円
	光磁気ディスク (MO) に複写したもの	1枚につき	380円
	ビデオテープに複写したもの	1巻につき	120円
	録音テープに複写したもの	1巻につき	110円
写しの送付に要する費用	送付に要する実費の額		

#### 2 公務員等の権利を不当に侵害するおそれがある個人情報 (新第10条関係)

公務員等の権利を不当に侵害するおそれがある規則で定める個人情報を、警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名とすることとした。

#### 3 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

#### 4 施行期日

この規則は、平成17年 4月 1日から施行することとした。ただし、3の一部は、鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行の日から施行することとした。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 公文書の写しの交付その他の物品の供与を受ける者が負担しなければならない費用の額を次のとおり改めることとした。(別表関係)

区 分	単 位	改正後	現 行
文書、図画若しくは写真を複写したもの(複色刷り)	1枚につき	30円	80円
スライドを印画したもの	1枚につき	110円	130円
スライドを複写したもの	1枚につき	260円	210円
フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき	30円	50円
光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚につき	50円	-
光磁気ディスク(MO)に複写したもの	1枚につき	380円	-
ビデオテープに複写したもの	1巻につき	120円	170円
録音テープに複写したもの	1巻につき	110円	130円

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
3 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県予算規則の一部を改正する規則

- 1 行政監察監を主務部長に含めることとした。(第2条関係)  
2 教育センター、図書館及び博物館の長を主務課長に含めることとした。(第2条関係)  
3 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

- 1 特定非営利活動法人から提出のあった書類の閲覧は、インターネットを利用する方法(現行 書面による閲覧の方法)により行うこととした。(第7条関係)  
2 特定非営利活動法人等が提出する書類の部数を1部(現行 2部)とすることとした。(第2条、第6条、第7条、第11条関係)  
3 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
4 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第19号

##### 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場

合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「追加別表」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式（以下この条において「追加様式」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び様式の表示並びに追加条、追加別表及び追加様式を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第 3 条 <u>第21条</u>）</p> <p>第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（<u>第22条</u> 第25条）</p> <p>第 4 章 雑則（<u>第26条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（公務員等の権利を不当に侵害するおそれがある個人情報）</u></p> <p><u>第10条 条例第16条第 3 号ウの規則で定める情報は、警部補及びこれに相当する職以下の職にある警察職員の氏名とする。</u></p> <p><u>（個人情報開示請求拒否決定通知書）</u></p> <p><u>第11条 条例第18条の 2 の規定による開示請求を拒否する旨の決定の通知は、個人情報開示請求拒否決定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。</u></p> <p><u>（開示決定等の事案移送通知書）</u></p> <p><u>第12条 条例第18条の 3 第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第 9 号）により行うものとする。</u></p> <p>（口頭による開示請求ができる個人情報）</p> <p><u>第13条 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第 3 条 <u>第14条</u>）</p> <p>第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（<u>第15条</u> 第18条）</p> <p>第 4 章 雑則（<u>第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（口頭による開示請求ができる個人情報）</p> <p><u>第10条 略</u></p>

(費用負担の額)

第14条 写しの交付を受ける者が条例第20条の規定により負担しなければならない費用の額は、別表のとおりとする。

(個人情報訂正請求書)

第15条 条例第22条第1項の訂正請求書は、様式第10号のとおりとする。

2及び3 略

(個人情報の訂正決定等の通知)

第16条 略

2 条例第23条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第11号)

(2) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第12号)

(訂正決定等の事案移送通知書)

第17条 条例第24条の2第1項の規定による通知は、事案移送通知書(様式第9号)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第18条 条例第24条の4第1項の利用停止請求書は、様式第13号のとおりとする。

2 条例第24条の4第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 代理人によって利用停止請求をする場合は、本人の住所及び氏名並びに代理人の種別

(3) 任意代理人によって利用停止請求をする場合は、任意代理人に権限を委任した旨

3 条例第24条の4第2項の規則で定める書類は、第7条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(個人情報の利用停止の決定等の通知)

第19条 条例第24条の6第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第3号)により行うものとする。

(個人情報訂正請求書)

第11条 条例第22条第1項の訂正請求書は、様式第8号のとおりとする。

2及び3 略

(個人情報の訂正の決定等の通知)

第12条 略

2 条例第23条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書(様式第9号)

(2) 個人情報を訂正しない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(様式第10号)

2 条例第24条の6第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書(様式第14号)

(2) 個人情報を利用停止しない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書(様式第15号)

(個人情報取扱是正申出書)

第20条 条例第28条第1項(条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の是正申出書は、様式第16号のとおりとする。

2及び3 略

(是正の申出等に対する通知)

第21条 条例第29条の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第30条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正再申出処理通知書(様式第18号)により行うものとする。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指針の公表)

第22条 略

(報告しない旨の公表)

第23条 略

(弁明の機会の付与)

第24条 略

(勧告に従わない旨の公表)

第25条 略

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第26条 略

別表(第14条関係)

区	分	金	額
---	---	---	---

(個人情報取扱是正申出書)

第13条 条例第28条第1項(条例第30条第2項において準用する場合を含む。)の是正申出書は、様式第11号のとおりとする。

2及び3 略

(是正の申出等に対する通知)

第14条 条例第29条の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 条例第30条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正再申出処理通知書(様式第13号)により行うものとする。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指針の公表)

第15条 略

(報告しない旨の公表)

第16条 略

(弁明の機会の付与)

第17条 略

(勧告に従わない旨の公表)

第18条 略

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第19条 略

写しの作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	単色刷りの場合 1枚につき10円 複色刷りの場合 1枚につき30円
	写真フィルムを印画したもの	1枚につき30円
	スライドを印画したもの	1枚につき110円
	スライドを複写したもの	1枚につき260円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき30円
	光ディスク(CD-R)に複写したもの	1枚につき50円
	光磁気ディスク(MO)に複写したもの	1枚につき380円
	ビデオテープに複写したもの	1巻につき120円
	録音テープに複写したもの	1巻につき110円
	写しの送付に要する費用	送付に要する実費の額

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

様式第3号(第8条、第16条、第19条関係)

決定期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示(訂正・利用停止)請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第2項及び第6項(第23条第2項・第24条の6第2項)の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

様式第3号(第8条、第12条関係)

決定期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示(訂正)請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第2項及び第6項(第23条第2項)の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

条例第14条第1項 (第23条第1項・第 24条の6第1項)の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
略	

条例第14条第1項 (第23条第1項)の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
略	

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

個人情報非開示決定通知書

個人情報非開示決定通知書

第 号  
様

第 号  
様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

年 月 日

実施機関名 印

実施機関名 印

略

略

注 略

注 略

(教示)

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁判)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

個人情報不存在通知書

様式第 6 号 (第 8 条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立てをすることができます。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

個人情報不存在通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、当該請求に係る個人情報が存在しませんので、鳥取県個人情報保護条例第14条第5項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第8号（第11条関係）

個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第18条の2の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、当該請求に係る個人情報が存在しませんので、鳥取県個人情報保護条例第14条第5項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立てをすることができます。

開示請求を拒否することを決定したので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

請求に係る個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
担 当 課	(電話 )
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第9号（第12条、第17条関係）

事案移送通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求（訂正請求）については、鳥取県個人情報保護条例第18条の3第1項（第24条の2第1項）の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

事案の移送を 行う請求に係 る個人情報の 内容	
移送を受けた 実施機関	(電話 )
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
担 当 課	(電話 )
備 考	

様式第10号 (第15条関係) 略

様式第 8号 (第11条関係) 略

様式第11号 (第16条関係)

様式第 9号 (第12条関係)

個人情報訂正決定通知書

個人情報訂正決定通知書

第 号

第 号

様

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

年 月 日

実施機関名 印

実施機関名 印

略

略

(教示)

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の

取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第12号（第16条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することが

様式第10号（第12条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正請求については、鳥取県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立てをすることができます。

できます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第13号 (第18条関係)

個人情報利用停止請求書

実施機関名 様

鳥取県個人情報保護条例第24条の3の規定により、次のとおり自己の個人情報の利用停止の請求をします。

年 月 日

請求者 郵便番号  
住所  
氏名  
連絡先 (電話番号)

利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項	
利用停止請求の内容及び理由 (該当するものを で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止

本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住 所	郵便番号
	氏 名	
	連 絡 先 (電話番号)	
代理人の種別 (該当するものを で囲んでください。)	(1) 法定代理人 (2) 任意代理人	
代理人により利用停止請求する理由		

代理人が任意代理人の場合は、次の欄にも記入してください。

私は、本件利用停止請求に係る権限を、本件請求者に委任します。

年 月 日

住所

氏名 印 (実印を押してください。)

- 注1 「利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」欄は、当該個人情報が特定できるように具体的に記入してください。
- 2 利用停止請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人によって利用停止請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書及び代理人により利用停止請求する理由を証明する書類を提出してください。

様式第14号 (第19条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止 (予定) 年月日	
担 当 課	( 電話 )
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査

法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第15号（第19条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあつた個人情報の利用停止請求については、鳥取県個人情報保護条例第24条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことに決定したので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

実施機関名 印

請求に係る個人情報 の内容	
利用停止しない 理由	
担 当 課	( 電話 )
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査

法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第16号（第20条関係） 略

様式第11号（第13条関係） 略

様式第17号（第21条関係） 略

様式第12号（第14条関係） 略

様式第18号（第21条関係） 略

様式第13号（第14条関係） 略

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「追加様式」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項及び追加様式を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（個人情報取扱事務の登録） 第3条 略 2 略 3 条例第6条第3項第4号の規則で定める事務は、 資料等の送付又は連絡の業務に必要な相手先の氏名、 住所、電話番号その他の情報のみを取り扱う事務と する。	（個人情報取扱事務の登録） 第3条 略 2 略 3 条例第6条第3項第3号の規則で定める事務は、 資料等の送付又は連絡の業務に必要な相手先の氏名、 住所、電話番号その他の情報のみを取り扱う事務と する。

(登録簿の閲覧)

第4条 条例第6条第6項の規定による登録簿の閲覧は、総務部県民室及び実施機関が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。

(個人情報の開示決定等の通知)

第8条 略

2及び3 略

4 条例第14条第7項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書(様式第7号の2)により行うものとする。

様式第7号の2 (第8条関係)

決定期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示請求については、鳥取県個人情報保護条例第14条第7項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

実施機関名 印

決定期間が延長となる請求に係る個人情報の内容	
開示請求に係る個人情報のうち請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
鳥取県個人情報保護条例第14条第7項を適用する理由	
担 当 課	( 電話 )
備 考	

(登録簿の閲覧)

第4条 条例第6条第5項の規定による登録簿の閲覧は、総務部県民室及び実施機関が別に定める場所で、執務時間中にするものとする。

(個人情報の開示の決定等の通知)

第8条 略

2及び3 略

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第13号）の施行の日から施行する。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第20号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
(開示の実施等)		(開示の実施等)	
第 4 条 略		第 4 条 略	
2 略		2 略	
3 条例第 8 条第 2 項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。		3 条例第 8 条第 2 項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。	
電磁的記録の種別	開示の実施の方法	電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスク、光ディスク(CD-R)若しくは光磁気ディスク(MO)に複写したものの交付	1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスクに複写したものの交付
略		略	
4 略		4 略	
別表 (第 8 条関係)		別表 (第 8 条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
公文書の写し	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は	公文書の写し	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は
	略		略

その他 の物品 の作成 に要す る費用	電磁的記録を出力した 用紙若しくは当該用紙 を複写したもの	複色刷りの場合 1枚につき <u>30</u> 円
	略	
	スライドを印画したも の	1枚につき <u>110</u> 円
	スライドを複写したも の	1枚につき <u>260</u> 円
	フレキシブルディスク に複写したもの	1枚につき <u>30</u> 円
	光ディスク (CD-R) に複写したもの	1枚につき <u>50</u> 円
	光磁気ディスク (MO) に複写したもの	1枚につき <u>380</u> 円
	ビデオテープに複写し たもの	1巻につき <u>120</u> 円
録音テープに複写した もの	1巻につき <u>110</u> 円	
略		

備考 略

様式第4号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60

その他 の物品 の作成 に要す る費用	電磁的記録を出力した 用紙若しくは当該用紙 を複写したもの	複色刷りの場合 1枚につき <u>80</u> 円
	略	
	スライドを印画したも の	1枚につき <u>130</u> 円
	スライドを複写したも の	1枚につき <u>210</u> 円
	フレキシブルディスク に複写したもの	1枚につき <u>50</u> 円
	ビデオテープに複写し たもの	1巻につき <u>170</u> 円
	録音テープに複写した もの	1巻につき <u>130</u> 円
	略	

備考 略

様式第4号 (第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60

日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として (訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て (審査請求) をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て (審査請求) に対する決定 (裁判) があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第5号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、

日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。

様式第5号 (第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

注 略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て (審査請求) をすることができます。

鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第6号（第3条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過

様式第6号（第3条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機関の別に応じて記載すること。

様式第7号（第3条関係）

公文書不存決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁

様式第7号（第3条関係）

公文書不存決定通知書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

略

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、（実施機関名）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

決) があったことを知った日の翌日から起算して6  
か月以内に提起することができます。

備考 訴訟において鳥取県を代表する者は、実施機  
関の別に応じて記載すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県予算規則の一部を改正する規則

鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監、<u>文化観光局長及び行政監察監を含む。</u>)、出納局長、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、出納局、議会議務局、教育委員会事務局(<u>鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第1条の2第3項に規定する本庁をいう。</u>)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監及び<u>文化観光局長を含む。</u>)、出納局長、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、出納局、議会議務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第22号

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立認証申請書) 第2条 略</p>	<p>(設立認証申請書) 第2条 略 <u>2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、2部提出しなければならない。</u></p>
<p>(設立又は合併の登記の届出) 第4条 略</p>	<p>(設立又は合併の登記の届出) 第4条 略 <u>2 前項の届出書には、登記したことを証する登記簿謄本、法第10条第1項第1号に掲げる書類及び法第14条において準用する民法（明治29年法律第89条）第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録を添付しなければならない。</u></p>
<p>(役員の変更等の届出) 第5条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号の届出書により行うものとする。</p>	<p>(役員の変更等の届出) 第5条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号の届出書に同条第2項に規定する書類を添付しなければならない。</p>

(定款の変更の認証申請書等)

第6条 略

- 2 法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号の届出書により行うものとする。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第7条 法第29条第1項の規定により提出する書類は、様式第5号の2の提出書を添付して提出しなければならない。

- 2 法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第29条第2項の規定による書類のうち、前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 閲覧の場所は、企画部協働推進室、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局とする。

(2)～(4) 略

(5) 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

(6) 閲覧する書類は、閲覧の場所の外に持ち出すてはならない。

(7) 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧の中止を命ずることができる。

ア 係員の指示に従わない者

イ 閲覧する書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(定款の変更の認証申請書等)

第6条 略

- 2 前項の申請書に添付する変更後の定款及び法第10条第1項第2号イに掲げる書類は、2部提出しなければならない。

- 3 法第25条第6項の規定による届出は、様式第5号の届出書に当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してしなければならない。

(事業報告書等の提出及び閲覧)

第7条 法第29条第1項の規定により提出する書類は、2部とし、様式第5号の2の提出書を添付して提出しなければならない。

- 2 法第29条第2項の規定による書類の閲覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 閲覧の場所は、企画部協働推進室とする。

(2)～(4) 略

- 3 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

4 閲覧する書類は、閲覧の場所の外に持ち出すてはならない。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、閲覧の中止を命ずることができる。

(1) 係員の指示に従わない者

(解散の認定の申請等)

第8条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、様式第6号の申請書を提出しなければならない。

2 法第31条第4項の規定による届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。

3 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、様式第9号の申請書を提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第10条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。

(合併認証申請書)

第11条 略

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第13条 条例第6条の規定による書類の写しの閲覧については、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

様式第1号(第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

(2) 閲覧する書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(解散の認定の申請等)

第8条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、様式第6号の申請書に同条第3項の書面を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第31条第4項の規定による届出は、様式第7号の届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付してしなければならない。

3 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、様式第8号の届出書に清算人の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付してしなければならない。

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第9条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、様式第9号の申請書を知事に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第10条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、様式第10号の届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記簿謄本を添付してしなければならない。

(合併認証申請書)

第11条 略

2 前項の申請書に添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、2部としなければならない。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第13条 条例第6条の規定による書類の写しの閲覧については、第7条第2項から第5項までの規定を準用する。

様式第1号(第2条関係)

特定非営利活動法人設立認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、  
特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、  
特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

郵便番号  
住所又は居所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

郵便番号  
住所又は居所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

記

記

1～5 略

1～5 略

注 略

注 略

添付書類

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

- 1 定款（2部）
- 2 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

（2部）

3～6 略

3～6 略

7 設立趣旨書

7 設立趣旨書（2部）

8 略

8 略

9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

（2部）

10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

（2部）

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

特定非営利活動法人定款変更認証申請書

職 氏 名 様

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、  
当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、  
当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

郵便番号  
住 所  
申請者 名 称  
代表者の氏名 ⑩  
電話番号

郵便番号  
住 所  
申請者 名 称  
代表者の氏名 ⑩  
電話番号

記

- 1～3 略
- 注 略
- 添付書類
- 1 略
  - 2 変更後の定款
  - 3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
  - 4 略
  - 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類
    - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
    - (2)及び(3) 略

様式第5号の2（第7条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書  
職 氏 名 様  
特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
提出者 名 称  
代表者の氏名 ④  
電話番号

記

記

- 1～3 略
- 注 略
- 添付書類
- 1 略
  - 2 変更後の定款 (2部)
  - 3 定款の変更が特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書 (2部)
  - 4 略
  - 5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類
    - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） (2部)
    - (2)及び(3) 略

様式第5号の2（第7条関係）

特定非営利活動法人事業報告書等提出書  
職 氏 名 様  
特定非営利活動促進法第29条第1項の規定により、下記の書類を提出します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
提出者 名 称  
代表者の氏名 ④  
電話番号

記

提出書類	提出部数
1 前事業年度の事業報告書	2部
2 前事業年度の財産目録	2部
3 前事業年度の貸借対照表	2部
4 前事業年度の収支計算書	2部
5 前事業年度の役員名簿	2部
6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	2部

7 記載事項に変更があった定款	2部
8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し	2部
9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し	2部

提出書類

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の財産目録
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の収支計算書
- 5 前事業年度の役員名簿
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 記載事項に変更があった定款
- 8 定款の変更に係る認証に関する書類の写し
- 9 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

注 略

様式第11号（第11条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ⑩

申請者 電話番号

(乙)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ⑩

電話番号

記

1 ~ 5 略

注 略

注 略

様式第11号（第11条関係）

特定非営利活動法人合併認証申請書

職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定により、特定非営利活動法人が合併することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

(甲)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ⑩

申請者 電話番号

(乙)

郵便番号

住 所

名 称

代表者の氏名 ⑩

電話番号

記

1 ~ 5 略

注 略

## 添付書類

- 1 略
- 2 定款
- 3 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 4～7 略
- 8 合併趣旨書
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

## 添付書類

- 1 略
- 2 定款 (2部)
- 3 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)  
(2部)
- 4～7 略
- 8 合併趣旨書 (2部)
- 9 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書  
(2部)
- 10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書  
(2部)

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。